

証明書コンビニ交付サービス停止のお知らせ

システムメンテナンス実施に伴い、右記の期間はコンビニ交付サービスにおいて税関係の各種証明書の発行ができません。

《お問い合わせ先》

高山村役場 税務会計課
☎0279-63-2111(内線31)

● 令和8年6月11日(木)

※通常は6時30分～23時までマルチコピー機があるコンビニなどで各種証明書の発行ができます。

〈各種証明書〉

- ・課税証明書
- ・納税証明書
- ・所得証明書
- ・所得・課税証明書

上州高山村ふるさと祭り

「上州高山村ふるさと祭り」は、村民皆さまに夏の風物詩として親しまれ、今夏で43回目を迎えます。花火大会やお笑いライブなど、さまざまな企画をご用意して、皆さまのご来場をお待ちしております。

開催日 令和8年8月11日(火・祝)

～花火大会の協賛募集～ 地域の皆さまとつくる、夏の風物詩

毎年多くの方に楽しんでいただいている「上州高山村ふるさと祭り」の花火大会。今年も思い出に残る夏の夜をつくるため運営資金となる協賛金を広く募集いたします。ぜひご協力をお願いいたします。

締め切り 6月30日(火)

■協賛金(個人・企業)：1口5,000円より

どなたでもご参加いただけます。皆さまからのご支援お待ちしております。

※個人協賛・企業協賛いただいた方の中で、許可をいただいた場合は当日のプログラムに掲載し、会場にて読み上げさせていただきます。(掲載と読み上げの有無については、選択できます。)

広報6月号と一緒に毎戸配布したチラシをご確認ください。

■メッセージ花火：1口10,000円より

**【受付期間：6月8日(月)から6月16日(火)】
【先着15名様】**

お子さまの誕生や成長のお祝い、金・銀婚式やご長寿のお祝い等の記念にメッセージ花火はいかがですか？当日、会場でメッセージを読み上げた後に、メッセージごとに内容に合わせたオリジナルの花火が1発～数発打ち上げられます。

※申込みされる方は、専用の申込み用紙を地域振興課にてご用意しております。

●協賛金の受付は、週末や時間外でも受け付けております。

～出店者募集～

会場を一緒に盛り上げてくださる出店者さまを募集しております。

●出店内容：飲食・雑貨や工芸品の販売・ワークショップなど

●出店料：1ブースあたり 5,000円

※出店希望者が多数の場合は、事務局にて調整させていただく場合があります。

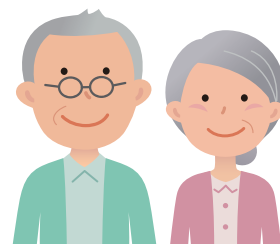


《お問い合わせ先》 ふるさと祭り実行委員会事務局 高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)

令和8年度の後期高齢者医療資格確認書について

昨年度は後期高齢者医療制度に加入のすべての方へ資格確認書を送付いたしましたが、本年度は次のいずれかに該当する方へ8月1日から使える資格確認書を7月中に送付します。(年齢の基準日は令和8年8月1日)

- ① 85歳以上の方
- ② 84歳以下で日常的にマイナ保険証をご利用されていない方
- ③ 事前に役場窓口で資格確認書の継続交付を申請された方



該当されない方に資格確認書は送付されませんが、引き続きお持ちのマイナ保険証で医療機関等を受診くださいますようお願いいたします。

《お問い合わせ先》

高山村役場 住民課
群馬県後期高齢者医療広域連合

☎0279-63-2111 (内線65)
☎027-256-7171

児童手当の現況届について

- 令和4年度現況届から、受給者の現況を公簿等で確認することで、**現況届の提出が原則不要**となりました。

ただし、以下の方は引き続き現況届の提出が必要です。

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が高山村と異なる方
 - ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
 - ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
 - ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
 - ⑤ 「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出し、22歳年度末までの子(多子加算算定対象者)が学生以外の方
 - ⑥ その他、高山村から提出の案内があった方
- ※現況届の提出が必要な方には6月上旬に様式を送付しますので、令和8年6月30日までに提出をお願いします。提出がない場合には、8月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

- 変更事項があった方は届出てください。

- ① 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ② 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤ 受給者の加入する年金が変わったとき
- ⑥ 受給者が公務員になったとき
- ⑦ 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑧ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
- ⑨ 大学生年代(19~22歳)の子について「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出し多子加算の算定対象者となっていたが、当該子の監護または生計費の負担をしなくなったとき



《お問い合わせ先》 保健みらい課 福祉係 ☎0279-63-1311

「行政相談・人権相談」の合同相談会について

国など行政機関の仕事に対する苦情や困っていることがあるが、どこに相談してよいか分からないことや、いじめや児童虐待、インターネットによる人権侵害ほか、家庭内や近所のもめごと、人権問題や困りごとなどで、悩んでいる方はお気軽に下記合同相談会へお越しください。(料金は無料で、秘密は固く守ります。)

◎行政相談・人権相談の合同相談会

- **と き** 6月11日(木) 午前9時～12時
- **と ころ** 高山村役場 2階 会議室

『みんなの人権110番』

- 電話番号：0570-003-110
- 受付時間：平日8時30分～17時15分

『インターネット相談』

- URL：https://www.jinken.go.jp/



なお、合同相談会へお越しになれない方につきましても、人権相談につきましては左記のとおり前橋地方法務局および各支局で常設の電話相談等を受けておりますので、お気軽に御利用ください。

《お問い合わせ先》

前橋地方法務局人権擁護課
☎027-221-4466(代表)

(第十二回特別弔慰金)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

●支給対象者

令和7年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、**次の順番による先順位のご遺族お一人に支給**します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、

- 1 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 4 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

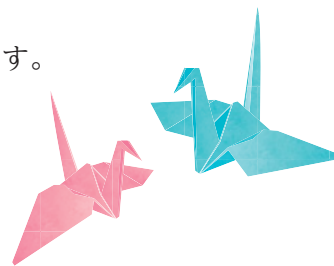
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

● **支給内容** 額面27万5千円、5年償還の記名国債

● **請求期間** 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
この期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。
(まだ、請求されてない方がおりますので、ご請求ください。)

● **請求窓口** お住まいの市区町村の援護担当課

● **留意事項** 特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。
ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。



《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111

高山村ガイドボランティアの会 講演会開催のお知らせ

- **日時** 令和8年6月21日(日) 午後2時00分から
- **受付** 午後1時30分から ※事前申込み不要
- **会場** 役場2階大会議室 ● **講師** 荒木 毅 氏
- **演題** 「高山村の尻高氏」

《お問い合わせ先》

高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)



じん臓・小腸機能障がいの方へ 通院交通費の補助について

高山村では、じん臓または小腸機能障がいにより、人工透析療法や中心静脈栄養法、もしくは経腸栄養法による医療を受けるために、通院に要した交通費を補助する制度があります。

●補助対象者

次の①～⑤全てに該当する方

- ①高山村に住所のある方
- ②じん臓または小腸機能障がいによる、身体障害者手帳をお持ちの方
- ③通院により、人工透析療法や中心静脈栄養法、もしくは経腸栄養法による医療を受けている方
- ④市町村住民税非課税の方
- ⑤生活保護法による医療扶助等を受けていない方

●申請受付期間

6月1日から6月30日までの平日
※補助額は、通院距離等により異なります。



《お問い合わせ先》 高山村役場 保健みらい課 福祉係 ☎0279-63-1311

見守り新鮮情報

〇〇社です！
今回無料で新しい光回線を…

△△社

現在契約している事業者を名乗って「利用している光回線を新しくする。通常は数千円かかるが今回は無料だ」と電話が掛かってきた。負担がないならよと思い申し込んだ。数日後、申込書が送付されてきたが、送付元は契約している事業者ではなく別会社だった。室内工事費として約3万円の記載もある。工事業者から「工事日が明日に決まった」と連絡があった。契約先や契約内容がはっきりしないので解約したい。(60歳代)

光回線の契約トラブルに注意

©Kurosaki Gen

ひとこと助言

- 光回線の電話勧誘トラブルに関する相談が依然として寄せられています。勧誘された際は、必ず事業者名やサービス名を確認し、連絡先を聞いておきましょう。
- 光回線サービスの電話勧誘の場合、事業者は原則、契約前に書面を交付し、料金や提供の条件を説明する義務があります。事業者に書面の提出を求め、改めて電話で書面の説明を受けたうえで必要な契約を判断しましょう。毎月の支払額やオプションの有無、解約金などについてもよく確認しましょう。
- 必要がなかったり、説明を受けても内容が分からなかったりする場合はきっぱり断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。



本文イラスト：黒崎玄

見守り新鮮情報 第538号(2026年4月9日)発行：独立行政法人国民生活センター

見守り新鮮情報

海外からの不審な電話にご注意

事例1

最近、「+1」から始まる国際電話が多くなってくる。電話に出ても無音だった。国際電話の受電を拒否する設定をしたいがどうしたらよいか。(60歳代)

事例2

自動音声で数時間後に電話が使えなくなったという不審な電話があった。「1」を押せと言われて押したら、電話口に出た名前で生年月日を聞かれて答えたとこ、間違っていたと言われて切られた。着信履歴から海外からの着信だと知った。今後どうしたらよいか。(80歳代)

また国際電話？

+1 米国、カナダ
+44 イギリス
+61 オーストラリア

RRRRR...

©Kurosaki Gen

ひとこと助言

- 海外からの知らない国際電話が増えています。「+1」や「+44」など、「+」から始まる電話番号は海外からのダイヤル番号になります。
- 心当たりのない国際電話は詐欺の電話である可能性が高いです。怪しい電話には出ない、折り返さないようにしましょう。
- もし電話に出してしまった場合、個人情報絶対に伝えず、すぐに電話を切りましょう。
- 国際電話を利用しない方は、利用休止申請等をお願いします。(固定電話)国際電話不取扱いセンター(無料) 電話：0120-210-364 (携帯電話)携帯電話通未やOSによっては発信番号の設定が可能です。携帯電話会社が提供するサービスの利用も検討しましょう。
- 不安なときはお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。総務省が実施している「迷惑電話対策相談センター(でんわんセンター)：電話03-6162-1111(平日10時～17時)」でも受け付けています。被害の相談は警察でもできます(警察相談専用電話「#9110」)。



本文イラスト：黒崎玄

見守り新鮮情報 第537号(2026年3月19日)発行：独立行政法人国民生活センター

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

いやや!
188

